

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

令和6年6月朝日町議会定例会（空気に感謝する議会）

▶会 期 6月5日（水）午前10時～ 6月11日（火）

▶一般質問

日 時	順	開始時間	質問者	質問事項
6月5日 （水）	1	午後1時	鈴木 義昭	果樹農家の担い手不足対策
	2	午後2時5分	和田 一則	朝日町のスポーツについてー現状と課題ー
6月6日 （木）	3	午前9時50分	青木 裕子	地域おこし協力隊の受け入れ態勢の充実に向けて
	4	午前10時55分	白田 忠一	人口減少の中でも持続可能なまちづくりについて

※当日の議会中継や詳細日程については変更の場合もあります。
※詳細は町ホームページで確認するか、下記へ問合せください。



◀朝日町議会中継ページ

▶問合せ先 議会事務局 ☎67-3306

「不正改造車排除強化月間」のお知らせ

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因になっていることから、社会的にその排除が強く求められています。

国土交通省では、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし東北運輸局では6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組んでいます。

この機会に不正改造の防止について理解を深め、その排除にご協力ください。

詳しい情報は右記HPをご覧ください。

▶問合せ先

国土交通省東北運輸局山形運輸支局 検査整備保安部門
☎023-686-4711



◀自動車点検整備推進協会 HP

6月おはなしかいの案内

- ▶日 時 6月8日(土) 午前10時30分～
- ▶内 容 絵本の読み聞かせ、パネルシアター、エプロンシアター、手遊びなど
- ▶問合せ先 朝日町立図書館内 おはなし会ぶなの実 ☎67-2118

町立病院 外来診察予定表

日		月		火		水		木		金		土	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
										5/31		6/1	
										内科 循環器		土曜診療日	
6/2		6/3		6/4		6/5		6/6		6/7		6/8	
	内科 整形	肝臓		内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科 循環器			
6/9		6/10		6/11		6/12		6/13		6/14		6/15	
休日当番	内科	肝臓		内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科 循環器 整形			
6/16		6/17		6/18		6/19		6/20		6/21		6/22	
休日当番	内科 整形	肝臓		内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科			

- 土曜診療日は、6月1日です。
- 6月21日(金)の循環器外来は休診となります。
- 発熱や風邪症状のある方、コロナ陽性の方と同居している方は、来院前に電話連絡をお願いします。
- 来院の際はマスクの着用をお願いします。
- 受付時間
 - 午前11時30分まで ※月曜日の肝臓外来受付は午後2時30分まで(診察は午後1時30分から)
 - ※循環器外来受付は午前11時まで
 - ※眼科外来受付は午後3時30分まで(診察は午後2時から)

▶問合せ先

町立病院 ☎67-2125

「あんしんカード」の配布について

町では、一人暮らしの高齢者等に救急対応が必要な場合、適切な処置と家族等への連絡を速やかに行うため、「あんしんカード」を配布し、高齢者等が安心して生活できる環境を整えることをめざしています。

「あんしんカード」は、各地区の民生委員による配布または右記窓口で配布します。

▶配布対象世帯

- 一人暮らしの高齢者世帯
- 高齢者のみ世帯
- 障がい者のいる世帯
- 「あんしんカード」を希望する世帯

▶その他

「あんしんカード」は回収しません。処分する際は、個人情報に記載されていますので、細かく破るなどしてください。

▶問合せ先

健康福祉課 福祉係
☎67-2132

奨学金の返還を支援します (Uターン促進枠)

一旦県外で就業した若者が、県内にUターンし就業・定住した場合に奨学金の返還を支援します。

▶募集人数

山形県全体 40名

▶応募資格

次のA又はBのいずれかに該当し、(1)から(7)の要件全てに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校等を卒業し、国内の大学等を卒業した者

B 県内に所在する大学等を卒業した者

(1) 大学等在学中に、将来定住を希望する市町村で定める奨学金(※)の貸与を受けていた者で、返還残額がある者

※朝日町奨学金、日本学生支援機構(第一種、第二種)

(2) 申請日の属する年度の末日において35歳以下の者

(誕生日が平成元年4月2日以降の方)

(3) 大学等卒業後、県外において就業の実績があること

(4) 申請時点で県外に居住しておりかつ県内で就業していない者

(5) 県内企業等への就業を希望する者又は県内での創業を希望する者

※公務員は対象外

(6) 次の①②のいずれにも該当する者

①申請日以降、令和7年10月31日までに山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

②申請日以降、令和7年10月31日までに山形県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

(7) 申請時点において、次の①②③のいずれにも該当しない者

①この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者

②既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

③山形県若者定着奨学金返還支援事業又は本事業で既に助成対象者として支援を受けている者

▶返還支援額

県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額(千円未満切り捨て) ※上限60万円

ただし、申請書を提出した市町村以外の山形県内の市町村に転入した場合や、居住開始から3年以内に山形県内の他市町村へ転居した場合、支援額は2分の1となります。

▶募集期限

8月30日(金) 午後5時(必着)(一次締切)

9月30日(月) 午後5時(必着)(二次締切)

10月31日(木) 午後5時(必着)(三次締切)

※1次締切までの応募者の中から1次認定者を決定し、その結果、認定枠に余裕があった場合に、1次締切後、2次締切までの応募者の中から2次認定者を決定します。

1次認定で募集人数に達した場合は、2次認定は実施しません。

▶応募書類

・やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】

・高校等の卒業証明書又は卒業証書の写し(県外大学等の卒業者のみ)

・大学等の卒業証明書又は卒号証書の写し

・住民票の写し(マイナンバーの記載のないもので申請日前1か月以内に発行されたもの)

・県外での就業実績が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)

・奨学金貸与証明書

・奨学金返還証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)

・作文(400字詰め原稿用紙2枚以内)

題目「県外で就業した経験を活かし、今後朝日町でやってみたいこと」

※詳細については町ホームページをご覧ください。

※募集要項及び申請書は、町ホームページからダウンロード可能です。

▶応募・問合せ先

政策推進課 地域振興係

☎67-2112



▲朝日町ホームページ

「朝日町地域商品券(第5弾)」の使用期限は6月30日まで

朝日町地域商品券の使用期限は、6月30日(日)です。使用期限を過ぎた場合、地域商品券は無効となります。使い残しのないように、ぜひご利用ください。

▶問合せ先

総合産業課 ☎67-2113

奨学金の返還を支援します（やまがた若者定着枠）

将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、大学等卒業後に、山形県内に定住・就業した場合に奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

▶募集人員

山形県全体 230名

▶募集期限

6月28日（金）午後5時（必着）

▶応募資格

次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ（1）から（5）の要件全てに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校等を卒業し、国内の大学等を卒業した者

B 県内に所在する大学等を卒業した者

（1）朝日町奨学金、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている者又は今年度中に受ける予定の者

（2）県内企業等への就業又は県内での創業を希望する者

※公務員及び以下、修学資金の対象職種（医師、看護師等、保育士、介護福祉士、病院薬剤師）は本事業の対象外となります。

- ・山形県医師修学資金
- ・山形県看護職員修学資金
- ・山形県保育士修学資金
- ・山形県介護福祉士修学資金
- ・山形県病院薬剤師奨学金返還支援事業

（3）大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

（4）大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

（5）申請時点において次の①②③のいずれにも該当しないもの

①この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

②この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既にやまがた就職促進奨学金返還支援事業（やまがた若者定着枠のほか産業人

材確保枠）の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

③この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者

▶返還支援額

次のア、イのいずれか低い額を上限として支援します。

ア 26,000円×令和6年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数

※大学等を卒業後、朝日町以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内他市町村へ転居した場合は、アの計算式中「26,000円」を「13,000円」として計算します。

イ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）

※返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。

▶応募書類

ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

イ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業證書の写し（県内高校等卒業者のみ）

ウ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）

オ 作文
内容は「ふるさとである朝日町に対するわたしの思い」についてお書きください。

400字詰め原稿用紙2枚以内でお書きください。

※詳細については町のホームページをご覧ください。申請書についても、同ページからダウンロードできます。

▶申込・問合せ先

政策推進課 地域振興係

☎67-2112



▲朝日町ホームページ